

令和3年度

秋の全国交通安全運動

神奈川県実施要綱

期 間

- 1 令和3年9月21日（火）～9月30日（木）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

目 的

すべての県民を交通事故から守るために、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
高齢者 模範を示そう 交通マナー

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止



相模原市交通安全ポスターコンクール入賞作品

相模原市立谷口小学校5年(入賞当時) 石井南風 さん

主唱：神奈川県交通安全対策協議会

● 運動の重点

1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 道路を横断するときは、横断歩道等を利用して手を上げる等、横断する意思を車の運転者に明確に伝え、周囲の安全を確認しながら横断するように呼びかけましょう。
- 通勤・通学時間帯における通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における街頭での交通安全指導、見守り活動を積極的に推進しましょう。
- 広報啓発活動等を通じて高齢者自身による身体機能的变化の的確な認識とこれに基づく安全行動を促進しましょう。
- 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進しましょう。

2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

- 夕暮れ時は、明暗のコントラストが弱まり歩行者の姿などが見えにくくなるので、車両の前照灯を早めに点灯しましょう。
- 夜間の外出には、「明るい色の服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 夜間、対向車や先行車がない場合は道路の状況によって走行用前照灯（いわゆるハイビーム）を使用し、前照灯を上手に使い分けましょう。
- 横断歩道等で歩行者等を見かけたら歩行者保護の交通ルールの遵守と思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかけましょう。
- 運転免許証の自主返納制度、安全運転相談窓口について周知を図りましょう。
- 地域全体で、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発に努めましょう。
- 自動車に乗車するときは、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの着用の「ひとこえ」を掛けあいましょう。

3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

- 加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。
- 自転車の点検整備を励行し、自転車安全利用五則を守るとともに、大人も積極的に乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 幼児用座席に子どもを乗車させる際のシートベルトの着用と、転倒防止のための利用方法について危険性を周知し、安全利用を呼びかけましょう。
- 業務中の自転車利用について、交通安全への動き掛けや街頭指導等、自転車安全利用の周知に取り組みましょう。
- 万一の事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、あらゆる機会に飲酒運転の追放を呼びかけ、飲酒運転の根絶の環境づくりに努めましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにし、ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店に対し積極的に働きかけましょう。
- 運転者の点呼時に、アルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底しましょう。
- 妨害運転等の危険運転を絶対に許さない環境づくりを行い、「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけ、更にドライブレコーダーの普及促進に努めましょう。

5 二輪車の交通事故防止

- 二輪車を運転するときは、ヘルメットや二輪車用プロテクター、エアバッグジャケットを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。
- 二輪車による無理なすり抜けや急い越し、カーブでの速度の出しすぎなどの危険な運転は止め、安全運転に努めましょう。
- 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

● 運動の進め方

☆ 神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点」・「重点の取り組み方」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした交通安全活動を積極的に推進します。
- 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」にはキャンペーンを開催し、県民等に対して周知徹底を図ります。
- 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 各種会議・行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙(誌)を発行するときは、努めて交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等を掲載します。
- 運転に不安を感じている高齢運転者の方が、自主的に運転免許を返納しやすくするため、各種関係機関・団体と連携し、環境を構築します。
- 新たに衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

☆ 交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

☆ 教育機関・団体の推進する事項

- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を強化します。
- 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常にとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

☆ 道路管理者・鉄道事業者の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 警察の推進する事項

- 飲酒運転等、交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者など、対象に応じた交通安全教育を積極的に推進します。
- 広報の働き掛けや交通事故分析資料の提供を積極的に推進します。
- 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 県・市・区・町・村の推進する事項

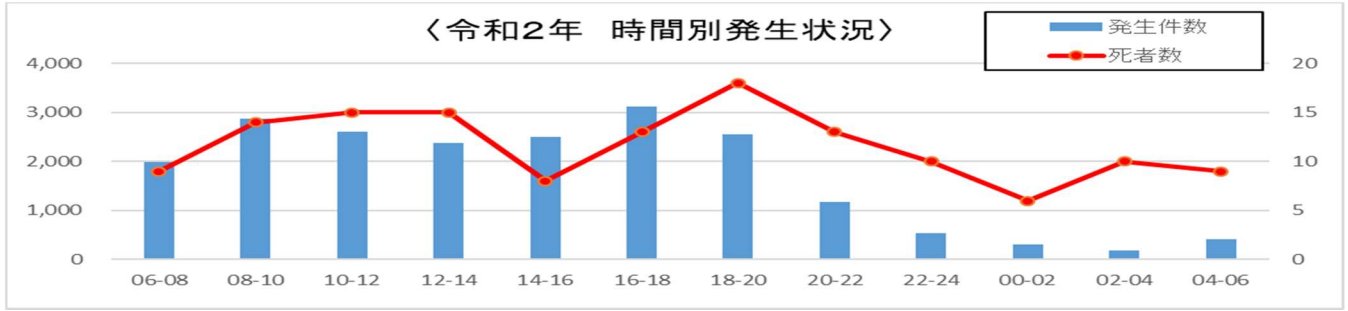
- 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

(注) 適性診断実施場所：神奈川県警察運転免許センター（045-365-3111）独立行政法人自動車事故対策機構神奈川支所（045-471-7401）

● 重点の取り組み方

	子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上	
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等を横断する際、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。 ○ 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。 ○ 歩行中の事故を防ぐため、報道による事故発生状況を参考に、子どもや高齢者の行動特性について話し合いましょう。 ○ 歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合いましょう。 ○ いわゆる「路上飲み」は、道路での禁止行為に抵触する恐れがあることを家族で話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の外出には「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。 ○ 歩行者集まるルールであることを家族で話し合いましょう。 ○ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、安全運転相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。 ○ 自動車で出かける家族に後部座席を含めシートベルトやチャイルドシートを着用するよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 	
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。 ○ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について社内広報紙（誌）などを通じて呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急いでいると、安全確認が疎かになるので、余裕を持った運転をするよう指導しましょう。 ○ 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。 ○ 職場の朝礼や研修会などで、横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底についての安全運転の指導を行いましょう。 ○ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。 	
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。 ○ 地域、家庭等が連携した地域ぐるみで子どもの見守り活動を充実させましょう。 ○ 近所の交通上危険な箇所について話し合い、交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成による危険箇所の把握と解消を行い安全な通行方法を確認しましょう。 ○ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の外出時には、「明るい色の服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。 ○ 夕暮れ時や夜間の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法等を確認しましょう。 ○ 全ての座席のシートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため自治会、町内会、PTAなど各種団体・組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。 	
運転者など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど、自分の運転量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯するようにしましょう。 ○ 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯し、夜間は道路状況に応じてハイビームを活用しましょう。 ○ 夕暮れ時や夜間は、視界が悪くなるので、特に、横断歩道横断中の歩行者や自転車に注意して運転しましょう。 ○ 歩行者を守るため、横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど思いやりのある運転を心がけましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど自分の運転量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 	
	自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底	飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	二輪車の交通事故防止
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。 ○ 子どもが自転車を運転するときや、子どもを自転車で乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させましょう。 ○ 幼児用座席に子どもを乗せるときは、ヘルメットだけでなくシートベルトを着用させましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さと、責任の重大さなどを家族で話し合いましょう。 ○ 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。 ○ 飲酒が予想される場合の外出は、車両で出かせないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。 ○ 家族が出かける際には、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクター、エアバッグジャケット、グローブの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ○ 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼や会議、社内の広報媒体等を活用して自転車安全利用五則を紹介するなど自転車利用時の安全意識を高めましょう。 ○ 従業員に対し、交通ルールの遵守、走行前の点検の励行等、走行ルートや運転上の注意に関する指導を徹底しましょう。 ○ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、研修会などあらゆる機会を活用し、飲酒運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の指導を徹底しましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には、車両を運転していかないよう指導を徹底しましょう。 ○ 出勤、点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤も含め二輪車利用のある職場では、関係機関・団体と連携し、二輪車安全講習などを開催し、二輪車の事故実態を周知させ、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクター、エアバッグジャケット、グローブの着用など安全運転の指導を行いましょう。 ○ 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備の励行を指導しましょう。
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、ホームルーム、職員会議等の場を活用した交通安全教育を推進しましょう。 ○ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。 ○ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、ホームルーム等の場を活用し、飲酒運転の悪質・危険性を呼びかける交通安全教育を推進しましょう。 ○ 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の根絶を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 ○ 酒類販売業者等と協力して、運転する人には絶対に酒類を提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故を起こした際の運転者の責任について指導を行いましょう。 ○ 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。 ○ 二輪車の危険運転を見かけたら、交通事故等に遭わない場所に避難するとともに、110番通報しましょう。
運転者などは	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者が多い場所や体の不自由な人の付近では、自転車を降りて押して歩きましょう。 ○ 自転車に乗る時は全ての年齢層で積極的にヘルメットを被りましょう。 ○ 幼児を同乗させる際、乗車・降車時に転倒する危険があるため自転車から目を離さず、幼児用座席のシートベルトを正しく着用しましょう。 ○ 電動アシスト自転車に乗車する際は、思いがけない加速や、車体が重くバランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「これくらいなら」、「少しの距離感だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には、車両を運転していかないようにしましょう。 ○ 飲酒運転や妨害運転等の危険性、反社会性、責任の重大性を認識しましょう。 ○ 妨害運転を受けたときは、交通事故等に遭わない場所に避難するとともに、車外に出ることなく110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二輪車を運転するときは、ヘルメット、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット、グローブを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。 ○ 交差点直進時には、対向右折車の動向に注意し、事故を防ぎましょう。 ○ カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、急ハンドルや急ブレーキをかけないような運転を心がけましょう。 ○ 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

～夕暮れ時の前照灯 早目点灯 事故防止！～



時間帯	6-8	8-10	10-12	12-14	14-16	16-18	18-20	20-22	22-24	0-2	2-4	4-6
発生件数	1989	2864	2607	2374	2504	3119	2562	1181	537	302	182	409
死者数	9	14	15	15	8	13	18	13	10	6	10	9

- 夕暮れ時は人身交通事故の多発する時間帯です。
- 前照灯を点灯することにより、周囲から自分の存在を早めに気づいてもらえます。
- 前照灯のスイッチを入れることにより、交通安全意識が高まります。

	9月	10月	11月	12月
各月の日没時刻	17:49	17:07	16:35	16:30
点灯推奨時刻	17:00	16:00	15:30	15:30

※ 日没時刻は、国立天文台天文情報センター暦計算室のデータによる横浜の時刻を掲載したものです。
(各月15日)

—県警察本部統計資料より—

§ 自動車乗車中のシートベルト着用有無別致死率 (令和2年)

死者数		27人
着用	21人	
致死率	0.22%	
非着用	6人	
致死率	1.06%	
不明	0人	

死傷者数		9,926人
着用	9,359人	
着用率	94.3%	
非着用	567人	
不明	0人	

※ シートベルトを着用していなかった人の致死率(死者数を死傷者数で割ったもの)は、1.06%で、シートベルトを着用していた人の致死率0.22%の**4.8倍**となっています。

※ シートベルトは、交通事故に遭ったときの安全性の確保に欠かせません。
シートベルトを正しく着用しましょう。

§ 二輪車乗車中の年齢層別死傷者数 (令和3年6月末現在)

項目	15歳以下	16~19歳	20~24歳	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上
死者	0	3	1	1	0	3	4	2	4
負傷者	12	255	342	233	433	527	504	147	274
死者構成率(%)	0.0	16.7	5.6	5.6	0.0	16.7	22.2	11.1	22.2
同全国構成率	9.3		9.9	5.2	9.3	16.3	20.3	7.6	22.1

(全国構成率については5月末現在)

§ 高齢者の状態別死傷者数 (令和3年6月末現在)

	65歳~69歳	70歳~74歳	75歳以上	合計
自動車乗車中	178	197	206	581
二輪車乗車中	89	93	96	278
自転車乗用中	101	125	246	472
歩行中	118	137	323	578
その他	0	1	2	3
合計	486	553	873	1912

§ 飲酒運転の根絶 (令和3年6月末現在)

全死亡事故	51	100.0%
飲酒運転(原付以上)	2	3.9%
その他の死亡事故	49	96.1%

神奈川歩行者安全五則

歩行者も ルール・マナーを守りましょう!

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!



神奈川県交通安全シンボルマーク

神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・市区町村・神奈川県警察
事務局：神奈川県くらし安全交通課
TEL 045-210-1111(内3553)